

在宅療養支援ベッド利用の手順

1. 在宅患者の状態変化



2. 往診医(かかりつけ医)による入院の判断



3. 往診医(かかりつけ医)が在宅療養支援ベッドを確保する病院に電話連絡

※9:00~17:00



4. 入院受け入れ決定 往診医は診療情報提供書作成



5. 入院 患者が在宅療養支援ベッド利用申請書, 診療情報提供書を病院へ持参または FAX



6. 受け入れ病院から在宅療養支援ベッド申請書を拠点へ提出(FAX)



7. 退院 受け入れ病院から拠点に退院の連絡 事業実績報告を拠点へ提出(月次 翌月5日〆切)